

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

発令：平成29年10月24日号外厚生労働省、国土交通省令第1号

最終改正：令和7年6月24日号外厚生労働・国土交通省令第4号

改正内容：令和7年6月24日号外厚生労働・国土交通省令第4号[令和7年10月1日]

年 月 日

（都 道 府 県 知 事
市 区 の 長
福祉事務所設置町村の長） 殿

（賃貸人）
認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
（援助実施者（賃貸人と異なる場合））
認 定 事 業 者 住 所
又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

目的外使用に係る承認申請書

専用賃貸住宅の入居者を一定期間確保することができなかったため、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第32条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の入居を阻害しない範囲で目的外使用することを申請します。

認定番号		
住戸番号	目的外使用を行う住戸の 空室期間※	年 月 日～ 年 月 日 (か月間)
	定期建物賃貸借の 契約期間※	

※目的外使用を行う住戸番号ごとに記入し、欄が不足する場合は追加すること。